

平成30年9月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年9月27日〔火曜日〕 13時30分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4番	脇田 峰生
職務代理	8番	日笠山 隆
委員	1番	上妻 力
//	2番	中村 正幸
//	3番	深田 広文
//	5番	羽生 友保
//	6番	杉 為昭
//	7番	鮫島 繁樹
//	9番	牛越 紀幸
//	10番	坂本 江里子
//	11番	岩本 延男
//	12番	河本 アツミ
//	13番	石寺 政和
//	14番	日高 仙三

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農業振興地域計画変更(用途変更)の意見の聴取について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 非農地証明願いについて
- 議案第6号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について
- 追加議案 議案第7号 西之表市農業委員会の農地利用最適化推進委員辞職の同意を求める件について

○事務局

皆さんお疲れさまです。

定刻になりましたので、9月の定例総会を開会いたします。今月は推進委員の皆様にも出席をいただいております。また、本日は伊関地区担当の古田推進委員より欠席の連絡がありました。それでは会長にあいさつをいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

○会長

皆さんこんにちは。本日は、お忙しい中、出席をいただきありがとうございます。

さて、今年度も半年を過ぎようとしております。今年度の利用状況調査を終えまして、来月には先進地視察研修や熊毛地区農業委員会研修会が計画をされておりますので出席方よろしくをお願いいたします。

また、台風が直撃するようなコースとなり心配をしていることかと思いますが、被害が無い事を願うばかりです。

○議長

それでは、9月の定例総会を開会いたします。

○議長

始めに、日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員」の指名をいたします。議事録署名委員には、6番杉委員と7番鮫島委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

説明に入ります前に、資料の追加及び訂正があります。追加の方は、日程第2議案第7号です。次に総会資料の5ページの非農地証明願いの2番の備考のところですけど、交付基準1（イ）に基づく申請となっておりますが、こちらの方を交付基準1（エ）に基づく申請に訂正の方をよろしくをお願いいたします。

○事務局

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料は1ページです。今月は、所有権移転1件の申請がありました。

1番です。現和庄司浦地区です。台帳現況地目畑の4筆で、合計面積13,407平米を贈与にて所有権移転するものです。以上、本件1番については農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局の方から説明がありました。続きまして担当委員の報告をお願いいたします。

○7番委員

はい、7番です。整理番号1について報告をいたします。9月24日、譲受人立会のもと、推進委員とともに現地確認を行いました。譲渡人と譲受人は兄弟でございます。譲渡人が病気のため、今回、譲渡人に無償で自作地の所有権移転をするということでございました。譲受人は、さとうきび・でん粉芋・米を作付けしている専業農家でございます。農業機械も一式揃っており、経営技術についても何ら申し分ありません。現在申請地には、さとうきび・でん粉芋が作付けをされておりました。以上、許可相当と考えますので、よろしくをお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。ただいま議案第1号について、事務局並びに担当委員の方から説明がありました。これについて質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

無いようですので採決をいたします。議案第1号について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、議案1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第2号「農業振興地域計画変更（用途変更）の意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「農業振興地域計画変更（用途変更）に係る意見の聴取について」、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」、議案第4号「農地法第5条の許可規定による許可申請について」は、関連がありますので一括して説明いたします。資料は2ページから4ページです。

1番です。申請地は、住吉上能野地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、面積1,682平米であります。申請理由としましては、さとうきびの精脱及び調整作業に伴い発生するトラッシュ置き場の確保、精脱工場への安全な侵入路の確保が必要なためであります。農地区分は、農業振興地域計画に指定されている農用地区域内農地であります。現在、農林水産課にて、利用目的を畑から農業施設での用途変更手続中であり、用途変更完了後に、農用地利用計画指定用途として、農地転用を行おうとするものです。周辺は道路、畑、原野がありますが、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから転用による周囲への被害は無いと思われま。また、預金残高証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから転用は確実に行われるものと思われま。農業委員会での意見聴取後に、縦覧期間や県の審査が行われ、利用目的の用途変更の告示後に許可指令書の交付となります。

2番です。申請地は、現和庄司浦地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、面積982平米であります。申請理由としましては、普通作、和牛生産を経営していますが、増反、増頭の規模拡大をしたく肥料、飼料倉庫を建設したいためであります。農地区分は、農業振興地域計画に指定されている農用地区域内農地であります。現在農林水産課にて利用目的を畑から農業用施設への用途変更手続中であり、用途変更完了後に、農用地利用計画指定用途として、農地転用を行おうとするものです。周辺は、自己所有の牛舎、道路、畑がありますが、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出されていることから転用による周囲への被害は無いと思われま。また、融資予定証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから転用は確実に行われるものと思われま。農業委員会での意見聴取後に縦覧期間や県の審査が行われ、利用目的の用途変更の告示後に許可指令書の交付となります。以上で説明終わります。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長

ただいま事務局の方から説明がありました。これにつきましては昨日、現地調査が行われております。それでは調査委員長の報告をお願いします。

○10番委員

10番です。整理番号1について報告いたします。9月26日、申請人立会いのもと、事務局2名、調査委員、担当農業委員、担当推進委員、農林水産課と現地調査を行いました。

事務局からも説明があったとおり、精脱工場は日々大量に発生するトラッシュを工場の排出力所から、日に数回取り除く必要があり、敷地内もしくは隣接地でなければ、その除去運搬に時間を要し、作業効率が著しく劣ることになります。工場敷地内には置き場として活用できるスペースが無く、隣接する申請地以外には急傾斜地の原野しかなく、適切な管理が可能な置

き場を設置する土地は無いということと、精脱工場へ進入する際、何回も切りかえさないと侵入できない進入路で、精脱工場への安全な侵入路の確保も必要だということで、今回の申請に至ったようです。申請地に隣接する土地の所有者等の関係者の同意も得ており、問題ないと考えます。以上現地調査の結果、許可相当と考えます。

次に、整理番号2について報告いたします。9月26日、担当委員、担当推進委員、農林水産課と現地調査を行いました。事務局から説明があったとおり、農機具や飼料、肥料を置く倉庫を建設したいということです。面積は、982平米ですが、土手の部分も含まれており、スペースとしては、750平米ぐらいで、作業効率をよくするため、牛舎と倉庫を行き来できるスロープも考えているということです。今後増反、増頭の規模拡大をしていく予定とのこと。申請人はまだ30代と若く、今後、地域の担い手として活躍することを期待しております。以上、現地調査の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは続いて担当委員の報告をお願いします。

○3番委員

3番です。整理番号1番については、調査委員長の報告どおりでございます。以上です

○7番委員

7番です。整理番号2について、詳しく調査委員長が報告したとおりでございます。申請者は、若い認定農家でございます。畜産も一生懸命頑張っております。県の共進会等にも出品した方でございます。有望な後継者でございますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま議案第2号について、事務局及び調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

○議長

無いようですので採決をいたします。議案第2号について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成でありますので、議案第2号「農業振興地域計画変更（用途変更）に係る意見の聴取について」は承認することとし、意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

○議長

これにつきましても昨日、現地調査が行われております。調査委員長の報告をお願いします。

○10番委員

10番です。整理番号1についてですが、先ほどの議案第2号整理番号2と関連しており、先ほどの説明のとおりです。よろしくお願ひします。

○議長

はい、ありがとうございました。続いて、担当委員の報告をお願いします。

○7番委員

先ほど、議案第2号で調査委員長が詳しく説明したとおりでございますので、よろしく願ひします。

○議長

ただいま、議案第3号について、事務局及び調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

○議長

無いようですので採決します。議案第3号について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手でお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

○議長

これについても、昨日現地調査が行われております。調査委員長の報告をお願いいたします。

○10番委員

10番です。整理番号1についてですが、議案第2号整理番号1と関連しており、先ほどの説明のとおりです。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長

続いて、担当委員の報告をお願いします。

○3番委員

3番です。調査委員長の報告のとおり許可相当と考えられます。よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。ただいま議案第4号について、調査委員長並びに担当委員の方から説明報告がありました。質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

○議長

無いようですので採決いたします。議案第4号について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。全員の賛成ですので議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり許可することに決定をいたします。

○議長

続きまして、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号「非農地証明願いについて」を説明いたします。資料は5ページです。

1番です。上西横山地区です。台帳地目は畑ですが、昭和50年頃から耕作せず、現在宅地になっております。交付基準2に基づいた申請です。

2番です。榕城上之原町地区です。台帳地目は畑ですが、平成元年ごろから耕作せず、現在山林となっております。交付基準1(エ)に基づいた申請です。以上で説明終わります。

○議長

はい、これにつきましても昨日、現地調査が行われております。調査委員長の報告をお願いします。

○10番委員

10番です。整理番号1について報告いたします。9月26日、本人立ち会いのもと、事務局2名、調査委員、担当推進員と現地調査を行いました。事務局からも説明があった通り、現地は、以前より牛小屋があったが台風で壊れ、その後立て直して現在に至っていて、農地には復元不可能と考えます。よって現地調査の結果、許可相当と考えます。以上です。

次に、整理番号2について報告いたします。9月26日、本人立会のもと、事務局2名、農業委員、調査委員、担当推進委員と現地調査を行いました。事務局の説明があったとおりです。写真を見てもわかるように杉林です。そして現地までの道のりも車両が通れず、百メートル以上歩いていくしかできない場所でした。途中は車が通れず狭い道で、手入れもできないとおっしゃっていました。農地としては再生不可能と思います。よって現地調査の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。続きまして、担当委員の報告をお願いします。

○4番委員

整理番号1について報告します。ただ今調査委員長から説明のあったとおりでございます。よろしくをお願いします。

○5番委員

5番委員です。先ほど調査委員長から、詳細な報告ありましたとおりです。また、画面のとおりでありますので、許可相当と思います。

○議長

ただいま事務局及び調査委員長並びに担当委員の説明がありました。これについて質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○議長

それでは無いようですので、採決をいたします。議案第5号「非農地証明願いについて」非農地として承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

全員の賛成ですので、議案第5号「非農地証明願いについて」は、非農地として承認することといたします。

○議長

続きまして、議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第6号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。今月は所有権の移転はありませんでしたので「利用権の設定」を説明いたします。1の1ページをお開きください。

1段目です。期間が平成30年10月1日から平成35年9月30日の5年間、地目畑、面積11,895平米、うち更新分10,181平米、利用権の設定をする者2人受ける者2人です。

2段目です。期間が平成31年1月1日から平成35年12月31日の5年間、地目畑、面積1,141平米利用権の設定をする者1人受ける者1人です。

3段目です。期間が平成30年10月1日から平成40年9月30日の10年間、地目畑、面積1,640平米利用権の設定をする者1人受ける者1人です。内訳については、1の2ページを詳細については1の3ページから1の7ページをご覧ください。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。委員の皆様ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。ただいま、事務局の方から説明がありました。「利用権の設定」整理番号1番から4番について審議をいたします。それでは担当委員の報告をお願いします。

○8番委員

8番です。整理番号1について説明します。現地は旧国上中学校の裏側にありまして、貸し

人は、現在、鹿児島市在住の方で、借り人は、国上白石在住で、大々的に農業をやっている認定農家であります。9月21日に借り人と推進委員と一緒に現地を確認し、貸し人には電話で聞きました。申請どおり間違いありません。現地は、1年近く耕作しておらず、荒れかかっておりましたが、借り人がプラウで転地返ししていきまして、きれいになっておりました。ご審議をよろしくお願ひします。

○2番委員

2番です。整理番号2について報告いたします。9月26日日朝8時、借り人立会いのもと、現地調査を行いました。借り人は、安納芋等を作付けする現和校区在住の認定農家です。貸し人は高齢で、農業ができないと相談があり、隣の畑で安納芋を作っている借り人に相談し、今回の申請となりました。現地は、今、何も作付けをしていませんが、来年3月ごろに安納芋を作付けしたいとのことでした。その間、借り人が草等が生えないように管理してくれるとのことでした。農業機械についても一式揃っており経営技術においても何ら申し分ありません。借り人とは自宅を訪問し確認をいたしました。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○3番委員

3番です。整理番号3について説明をいたします。9月24日午後より、推進委員と現地調査を実施いたしました。借り人は、古田在住の茶を専門に作っている農家でございます。現地が能野ということでございますので、能野の圃場のすぐ隣近くに茶畑を持っている農家でございます。それで茶専業農家でございますので、茶の敷き草用に、この畑を数年前から借りて管理をしているそうです。現地も確認しましたが、草が伸びたら、敷き草を刈って使っているというふうな状況で何ら普通の畑と変わらない状況でございました。結果、許可相当と思ひますのでよろしくお願ひします。

○11番委員

11番です。整理番号4について説明します。22日に借り人立会いのもと、現地調査をしました。貸し人は、土地持ち非農家で電話にて確認をしました。申請地は、中割地区の安城寄りにある、2筆で1枚になっている農地で、焼酎芋を作付けしておりました。近く収穫することでした。借り人は、榕城岳之田で酒造業を営む農業法人で更新を含む申請でありますので、許可相当と思ひます。ご審議よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。ただいま担当委員の方から説明がありました。この件について質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○議長

無いようですので採決いたします。「利用権の設定」1番から4番について、原案どおり承認する方は挙手をお願いいたします。

○議長

全員の賛成ですので、「利用権の設定」1番から4番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして追加議案7号「西之表市農業委員会の農地利用最適化推進委員辞職の同意を求める件について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

追加議案第7号「農地利用最適化推進委員の辞職の同意を求める件について」ご説明いたします。提案理由は、この度、中割担当の農地利用最適化推進委員より、平成30年9月30日をもって辞職の願ひが提出されましたので、農業委員会等に関する法律第23条の規定により、農業委員会の同意を得ようとするものです。

また農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第8条に基づき、速やかに推進委員の補充に努めなければならないことから、本定例総会に提案するものです。以上です。

○議長

ただいま事務局の方から説明がありました。このことについて何か意見のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

無いようですので採決をいたします。議案第7号について同意する方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、議案第7号「農地利用最適化推進委員の辞職について」は同意することといたします。

以上で本日の議案審議を終了いたします。

会 長 勝田 峰住 

6 番委員 杉 為昭 

7 番委員 鮫島 繁樹 

